

市第 17 号議案 抗原検査キットの取得（追認）
市第 18 号議案 抗原検査キットの取得（追認）
市第 19 号議案 抗原検査キットの取得（追認）

健康福祉・医療委員会資料
令和 4 年 5 月 31 日
医 療 局

財産の取得の追認について

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症への対応のため、抗原検査キットを取得したことについて追認を得たいので、横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により提案します。

2 概要

議案件名	内 容	契約日	数 量	単 価	金 額
市第 17 号議案 抗原検査キットの 取得（追認）	抗原検査キット （10 テスト用）	令和 4 年 1 月 25 日	19,000 個 （19 万回分）	円 7,810	円 148,390,000
市第 18 号議案 抗原検査キットの 取得（追認）	抗原検査キット （25 テスト用）	令和 4 年 2 月 10 日	4,000 個 （10 万回分）	28,600	114,400,000
市第 19 号議案 抗原検査キットの 取得（追認）	抗原検査キット （25 テスト用）	令和 4 年 2 月 17 日	18,000 個 （45 万回分）	28,380	510,840,000

*いずれも新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品の緊急を要する契約案件です。

【参考 1】横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例（抜粋）

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 100,000,000 円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件 10,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

【参考 2】緊急を要する契約

緊急を要する契約とは、大規模な震災や風水害等のほか、即時的に対応を行わないと市民生活及び市職員の安全確保、又は行政サービスに重大な支障を生じる場合に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に基づき行う随意契約